

Flugschrift: G. Buchner の「ヘッセンの急使」 について : 作者の意図とテキスト構成

著者	小野 光代
雑誌名	研究論集
巻	81
ページ	61-78
発行年	2005-02
URL	http://doi.org/10.18956/00006283

Flugschrift: G. Büchner の「ヘッセンの急使」について

——作者の意図とテキスト構成——

小野光代

0. はじめに

19世紀の早世した作家 Georg Büchner の名を我々に親しくしているのは Georg-Büchner-Preis (ゲオルク・ビューヒナー賞) であろう。ドイツでもっとも権威ある文学賞にこの作家の名が冠されているのである。ドイツ文学史を一瞥しただけでも、彼よりも高名な、かつ重要なドイツ人にとっても、日本人にとっても作家はいくらでも見受けられる。何故ドイツ最高の文学賞がビューヒナー賞なのか。しかしこの名の由来はきわめて簡単である。ヘッセン出身の作家 Georg Büchner を記念して1923年にヘッセン州で創設された文学賞だからである。1933-44年は賞の授与は行われなかった。1945年にゲオルク・ビューヒナー記念賞は新たに再出発し、受賞者に詩人の *Gotfried Benn* を選んだ。1956年機構改編が行われ、ヘッセン州文部省、ダルムシュタット市およびドイツ語学・文学学術院共催となった。受賞の対象となるのは、ドイツ語の著作活動による特に優れた貢献と、現代ドイツ文化の形成に対する本質的な寄与である。この規定から、一つの作品が受賞の対象になる日本の芥川賞の場合と違って、1951年以降の受賞者を一覧すると、現代ドイツ文学の主要な潮流を概観することが出来る。

ここでは Georg Büchner の Flugschrift 「ヘッセンの急使」のテキスト構成を考察する。その導入としてビューヒナー賞について説明したのは、日本で必ずしもよく知られているとは限らない Büchner を簡潔に紹介し、かつこの作家に関わるキーワードに目を向けるためである。それは彼の文学の持つ「先進性、あるいは現代性」と、「ヘッセン」である。たとえここでの対象が文学作品ではないにせよ、作者の持つ現代文学へ通底する文学的感性や手法は、他の作品にも影響を及ぼさざるをえない。また現代ドイツ文学賞の名称として少しも違和感を起こさせない、彼の文学の斬新さが、研究者を引きつけ、「ヘッセンの急使」にも目が向けられるこ

とになる。そのさい研究者の関心は、「ヘッセンの急使」の分析に当たっても、ロマン主義とリアリズムの橋渡しをする、19世紀ドイツ文学史上の孤高の存在と評される Büchner の文学的資質に向かってしまう。ところがこの作品は Ludwig Weidig¹⁾との共著なのである。共著という共同作業によって書かれた、という印象を与えかねないが、この作品の場合はそうではなく、Büchner が一人で書いた原稿に後から Weidig が手を加えたのである。Weidig の加筆について Büchner が全面的に受け入れたわけではないにせよ、この加筆原稿を、彼がさらに校正する時間はなかった。Büchner の手書きの原稿は残っていない。そのため、ヘッセンの急使の研究ではこの二人のかき分けを突き止めようと、きわめて緻密な分析が行われてきた。しかし絶対的な成果はあがっていない。このようなことも、もし Büchner が19世紀ドイツ文学史上独特の位置を占める現代性を示す作家でなかったら、事情が違って来たのではないだろうか。

ヘッセン大公国はプロイセン主導によるドイツ統一が成立する前の、ドイツに存在した多数の領邦土の一つにしかすぎない、ヘッセン大公国と同じような閉鎖的な社会状況はドイツに多数存在していた。しかしビューヒナーはヘッセンで生まれ、ヘッセンの政治的、社会的状況を激しく批判して、亡命先のチューリッヒで死んだ。彼がヘッセンで生まれたことは偶然かもしれないが、彼の行動の舞台はヘッセンであった。Büchner のキーワードとしてヘッセンを挙げることは許されるであろう。

以下1. Georg Büchner について、2. 時代背景について、3. Flugschrift と Textsorte、4. 「ヘッセンの急使」のテキストの段落構成と概要、5. おわりに、の順で述べる。

1. Georg Büchner について

Georg Büchner は1813年10月17日にダルムシュタット近郊のゴッデラウで町でも名望のある医師の長男として生まれた。彼よりずっと長生きした弟も医師になり哲学的な著作も刊行している。彼は1831-33年シュトラースブルク、1833-34年ギーセンで医学、自然科学、哲学を専攻した。1934年反動に対する断固たる反対者としてヘッセンにおける政治的闘争に参加し、3月中旬ギーセンに「人間の権利のための協会」を設立、ここで彼は Flugschrift 「ヘッセンの急使」の構想を発表、3月下旬には完成した。この Flugschrift は密告により当局の摘発にあい、ほとんどが没収された。彼は1835年シュトラースブルクに逃れ、1836年チューリッヒで医学博士号、大学教授資格を取得、比較解剖学の私講師になった。

彼の主要な作品をもって彼は19世紀のドイツ文学史上、自然主義と表現主義の先駆者として孤高の位置を占めている。短いシーンを重ねる技法における、鋭いリアリズムと幻視的な表現力を駆使して—シェークスピアと疾風怒濤に依りながら—、「ダントンの死」を創作した。この革命悲劇は、革命において重要な役割を担う一人の人間が歴史の残酷な宿命によって滅ば

される様を描いている。

一人の兵士の貧困な状況を描いた“ヴォイツェック”は未完に終わった。(それぞれ異なる手稿で、連続する四つの場面が残されている。初版は1879年、初演は1913年)。一人の小市民の悲劇が、抑圧された創造物の存在と、存在に関する全ての恐怖において、集中した筆使いで描き出されており、最初の重要なドイツの社会的ドラマとなっている。

断片でしか残されていないのは、ドイツとフランスのロマン主義、特に C. Brentano に基づく喜劇 >レオンスとレーナ< である。短編小説の断片 >レンツ< は「疾風、怒濤」の詩人 J.M. R. Lenz の精神分裂病を描いている。Büchner にはまたフランスの作家ユーゴの翻訳がある。

彼の作品の中で最初に出版されたのは、社会主義的な響きを持つ過激な民主主義的闘争の書、F. L. Weidig によって加筆された、小屋に平和を、宮殿に戦争を！をモットーとする「ヘッセンの急使」である。生存中に出版された文学作品は「ダントンの死」だけであった。Büchner は1837年2月19日チューリッヒでチフスで死亡した。²⁾

2. 時代背景について

「ヘッセンの急使」におけるヘッセンはヘッセン・ダルムシュタット大公国を指す。このほかに選定侯領ヘッセン（クアヘッセン）またはヘッセン・カッセルがあった。この選定侯の称号はヘッセン・カッセル家が、帝国直属から離脱した聖職選定侯から、引き継ぎ、1803年のドイツ帝国代表者会議主要決議で授与が決定されたものだが、1918年ドイツ帝国（第二帝政1871-1918）が解体するまで保持された。即ちドイツ領邦君主の中でこの称号を最後まで有した唯一の君主であった。プロイセン主導による1871年のドイツ統一にいたる 19世紀前半のドイツには大小30有余の領邦国家があった。これらがフランス革命後のナポレオンの侵攻への対応を迫られたばかりでなく、オーストリアの大連邦主義、プロイセンの小連邦主義に基づく統一ドイツを日指す動きにまきこまれていった。1866年の普墺戦争ではプロイセンがオーストリアを破り、その結果プロイセン主導のドイツ統一にいたるのだが、この戦争がドイツ戦争とも呼ばれることから分かるように、ドイツ国内の各領邦国家は、普墺いずれかの側に立つことになり、ここに領邦土の地図が大きく塗り替えられることになった。ヘッセンに関していえばオーストリアと同盟したヘッセン・カッセルはプロイセンに合併され、ヘッセン・ダルムシュタットはその領土外の方伯領ヘッセン・ホンブルクとビーデンコップを割譲しなければならなかった。即ち、1830年代のヘッセン・ダルムシュタットは1866年以降の領土より若干大きかったとはいえ、面積約8,000平方キロ、人口約70万人の小国であった。なお現在のドイツ連邦共和国のヘッセン州は、第二次大戦後ワイマール共和国のヘッセン・ダルムシュタット州とヘッ

センナッサウの大部分が合併されて創設されたものである。

多数の中小領邦国家の併存は、その国境関税によってスムーズな経済活動の大きな阻害要因になっていた。ドイツ統一のまえに、まず関税同盟が成立した所以である。しかしはじめから全国規模の単一の関税同盟が可能であったわけではない。1828年にプロイセンとヘッセン・ダルムシュタット間に北部関税同盟が締結された。それと前後して、南ドイツ関税同盟（バイエルンとヴュルテンブルク）、中部ドイツ通商同盟（ザクセン、ハノーファー、クーアヘッセン、ナッサウ、テューリンゲン諸国）が成立した。ドイツに三つの関税同盟が並立する状態は、かえって経済状態の混乱を招いた。ここで経済的に優位に立つ、プロイセンがイニシアティブを発揮し、他の二つの関税同盟を切り崩し、ついに1834年ドイツ関税同盟が成立するに至るのである。プロイセンとヘッセン・ダルムシュタット間に協定が結ばれたとき、このことは後者にとって決して経済状態の改善には結びつかなかった。他の関税同盟の圧力を招きかえって苦境に立たされた。上記のようにヘッセン・ダルムシュタットの領土は1866年以降に比べれば若干大きかったとはいえ、面積8,000平方キロメートル、人口700,000人ほどの小国で、ほとんど見るべき産業のない、ほぼ完全な農業国であった。1760年代より産業革命が始まり、着実に進行していたイギリスに比べると、ドイツは完全に立ち後れていた。当時のドイツではたとえ大量生産が可能になっても、関税障壁によってその流通が阻まれ経済状態の改善には役立たなかったであろう。ヘッセン・ダルムシュタットはこのドイツの一小領邦土として若干の手工業による織物業があるだけであったが、これでさえも、北部関税同盟締結後、中部ドイツ通商同盟に属した隣接のクーアヘッセンの反発を招き、かえって苦況に立たされたのである。

ところで19世紀にはいるとドイツにおいて、急激な人口増が見られる。この原因についてはまだ完全には解明されていない、とされているが、この時代にはいるとかなり信頼できる統計が残されているので、人口増の実態が明らかにされている。我々の問題にとって重要なので、『ドイツ史』の記述をそのまま引用したい。

「ここでも注目すべきは、人口の増加は、もっぱら都市と農村における下層民の増加を意味したということである。農村においては、農民層以下の農業労働者であり、都市においては、零落した職人や日雇い労働者などである。あるいはそれ以下の失業者や乞食の層である。それは、生命を維持するに最低の、あるいはそれ以下の収入でも甘んじなければならない大衆が著しく増大したということである。このような「大衆的窮乏化」の危機は、アーベル³⁾によれば、1830年代から50年代がピークであった。」⁴⁾

この記述にはさらに「人口の増大と大衆的な窮乏化にたいしては究極的には経済の発展、とくに工業化の発展によってしか対処することができない」と続く。このドイツ全体に対する記述は、ヘッセン大公国に限っても、そっくり当てはまる。Großは次のように述べている。（ヘッセン大公国の）...人口は1790年から1850年の間に2倍になった。1835年頃には1平方キロメー

トルの人口密度は100に達していた。… 都市における人口増加が停滞する中でこの増加した人口のほとんどは農村に住んでいた … 農業生産は依然として前近代的な昔ながらの手法で行われていた …⁵⁾生産性の低い農村が過剰な人口を抱えていたわけである。しかも農産物の価格は極めて低く、幾重にも課せられる金納の税を納めると、農民達は自己の最低の生活を支える費用も残らなかったといわれる。農奴制は1812年に廃止されていたが、それは制度が変わっただけで、農民の生活状態を改善するものではなかった。もし天候不順による不作にでもなれば、農民達の生活が行き詰まるのは日に見えていた。人口増による家賃の高騰により、住居を失うものが増え、栄養不良、乞食、人口流失などの社会問題が山積する中で、フランスの7月革命の断片的な情報に刺激されて散発的に起こる反乱は、直ちに徹底的に鎮圧された。⁶⁾これが Büchner が「ヘッセンの急使」を書いたころのヘッセン大公国の社会状況であった。

3. Flugschrift とテキストゾルテ

Flugschrift は社会的メディアの媒体である。Johann Schwitalla は宗教改革前期の Flugschriften を詳細に調査し分析した⁷⁾。この時代は Flugschrift が社会的メディアとして最も重要な手段であり、他の時代と比べて最も多く用いられた。Schwitalla はこの Flugschrift という高速な乗り物⁸⁾で運ばれたテキスト資料から“テキストゾルテ”を抽出し、それを分類するという方法で研究した。

ここでは「ヘッセンの急使」のテキスト構成の考察に、Schwitalla の分析結果を参考にする。そのためまず Flugschrift を Schwitalla がどのように定義しているかを検討する。彼ははじめから Flugschrift の一般的な定義を与えることを断念し、彼の扱う対象に限って有効な定義と断っている。その理由として Flugschrift という術語を定義する試みはすでに多数あること、たとえば Köhler は170も集めていること⁹⁾、さらにこの語の規定にはゲルマニストばかりでなく、歴史学者、神学者の同意も必要になることをあげている。私は以前 Fehr¹⁰⁾ の定義を参考にしたことがある。Fehr は法制史学者であった。Schwitalla は宗教改革前期（1450－1550）の Flugschriften を対象とした。従って以下にあげる彼の規定はこの時代に成立した Flugschriften より帰納的に導かれたものである。さらに彼は Flugschrift の規定は時代的な枠が必須条件になるとしているが、これはたとえば印刷されたものという条件を考えただけでも当然といえよう。

以下 Schwitalla の定義をあげる。

- a) 印刷されていること。一枚の用紙以上で出回っていること。
- b) 最初から綴じられていないこと、かつ表紙を備えていないこと。
- c) 独立した印刷物であって、いくつかのテキストがあわせて印刷されたものの一部でないこと。

- d) たとえそれが特定のサークルに向けられたものであっても、字の読めるものなら誰でも、その Flugschrift を読んだり、その朗読を聞いたりすることが出来る、という意図のもとに配布されたもの。
- e) 目的とされる読者の意図と見解によれば、公共の福祉の最新の、かつ議論されている問題に関わり、広く関心を集めているものであり、社会にとって重要な問題の解決に寄与しようとするもの。
- f) この社会的な問題に対する読者あるいは聴衆の態度を確実なものにする、あるいは変えさせようと意図する、場合によっては具体的な行動を起こさせる、あるいはそれを止めさせようとする意図を持つもの。¹¹⁾

この定義について、2, 3 説明を加えたい。a) の一枚以上という基準は、何故このようなことが必要なのかと思われるかもしれない。ドイツ語には Flugschrift によく似た Flugblatt という語がある。両者は独和辞書などでは前者はパンフレット、後者はビラ、ちらしなどと異なった訳が与えられている場合もあるが、一般には区別なしに使われている。その例として Volker Klotz の “Agitationsvorgang und Wirkprozedur in Büchners > Hessischem Landboten <”¹²⁾ あげたい。これは「ヘッセンの急使」の修辞法を分析した先駆的な、優れた論考で、その後の研究者によって度々引用されているものであるが、この論文中では「ヘッセンの急使」を指して一貫して “Flugblatt” が用いられ、Flugschrift は一度も使われていない。しかし Flugschrift の研究では、両者を区別することは必要であるばかりでなく重要なことなのである。Fehr の定義においても一枚物の Flugblatt は庶民の読み物であり、知識階級の人々は Flugschrift を読む。書物を読むのは学者であると説明されている。これは Fehr が 16 世紀に成立した Flugschrift と Flugblatt の大コレクション¹³⁾ を調査した際に述べたものである。Schwitalla は一枚ものか、複数頁かということは、どのようにテキストを組み立てるかに、本質的に影響する、という点を重視している。同じ時事的な問題を取りあげても、一枚物では、人目を引くセンセーショナルな扱いになり、挿絵（16 世紀においては木版画）も多用された。スペースが確保される Flugschrift では論証的にテキストを組み立てることが可能になり、人目を引くという機能は二次的なものになる。宗教改革期にあって対立する旧教側とプロテスタント側の間で激烈な論争が行われた。その最も重要な手段が Flugschrift であった。この時代宗教論争は決して宗教上の問題をめぐってのみ行われたのではない。宗教上の問題は即政治問題であり、社会問題であった。従って重要な問題をめぐっての論争は、個人間でのみ行われたのではなかった。問題は公共に関わるものであったからである。Flugschrift であることの要件に印刷されたものという規定が加えられる理由である。16 世紀社会的コミュニケーションの重要な手段として書簡があった。たとえば当時プロテスタントの拠点の一つであったチューリ

ッヒの Ulrich Zwingli と彼がカッペルの戦闘で戦死した後、跡を継いだ Heinrich Bullinger のもとへはヨーロッパ中から様々な問題について毎日のように手紙が届いた。これらは何通も書き写され、重要な情報源として、きわめて速やかに他の地域の関係者へ伝えられた¹⁴⁾。情報伝達的手段として近世の書簡は、特定の社会層に限定されるとはいえ、現代とは全く異なる機能を持っていたのである。書簡は、コピーも含めて手書きであった。ここで手紙にふれたのは、Flugschrift の定義で第一にあげられていた条件が、印刷されたものであること、であったからである。社会的な伝達の機能という面では共通性を持つ Flugschrift と書簡は、印刷されているか、手書きであるかで、明確に異なっている。さらに書簡 / 手紙は通例特定の個人宛に書かれる。印刷物の場合受領者は不特定多数が前提となる。テキスト構造に根本的な相違が生じるであろう。

19世紀に成立した Flugschrift の考察に Schwitalla の定義を参考にするのは、定義 d, e, f があげられているからである。定義 a, b, c が Flugschrift の外的な条件を規定しているのに対して、d, e, f は書き手の「意図」を問題にしている。ここに抽出された16世紀の Flugschrift の書き手の意図は19世紀の Flugschrift の場合においても本質的に適合する、と考えられる。¹⁵⁾ 初期新高ドイツ語読本を編纂した Reichmann/Wegera もテキストの分類に「意図」を中心にするものの有用性を述べている。¹⁶⁾

私は外的な条件、定義 b, c は異なる時代にあっては変更される余地があると考えている。ただここではその変更を具体的に示すだけの資料を扱わないので、Büchner の場合に関しては b を除外する、ということにしておきたい。

上述のように Schwitalla は Flugschrift の定義には時代を限定することが必要だとした、その観点からは、19世紀の Flugschrift に16世紀の Flugschriften に対して与えられた定義が応用できるかという疑問が生じるかもしれない。それに答えるためには Büchner の時代のドイツ、あるいはヘッセンの社会状況について考察することが必要になる。「ヘッセンの急使」の研究には必ずといって良いほど時代背景が説明されている所以である。¹⁷⁾ 前章で述べたように19世紀前半のヘッセン大公国は産業革命が浸透せず、旧態依然たる手法で行われる農業が経済基盤の、ほとんど全ての税を負担する農民階級と、支配者階級がはっきり分かれている社会であった。19世紀前半のドイツ社会は16世紀のそれと本質的に通底するものがあるといって良いだろう。

Schwitalla は宗教改革期の Flugschriften を分析して21のテキストゾルテを抽出した。¹⁸⁾ テキストゾルテを彼は「特定の目的のために書かれたテキストのタイプ」¹⁹⁾ と規定する。ここでテキストゾルテはこの規定に従う。なおテキストゾルテの定義はまだ一義的に定められていない。すなわちテキスト言語学の領域でテキストの分類はさまざまに試みられているが、最終的なテキスト類型はまだ確立されていない。テキスト分類の過程でテキストゾルテが目ざされてきたが、この語の日常語の意味の「テキストの種類」からは、誤解が生じやすい。例えば「手紙」

は一つのテキストゾルテと考えられるかもしれない。しかし手紙を一つのテキストゾルテとすることはテキスト分類上ほとんど役に立たない。「手紙」という名のもとに実にさまざまなテキストのタイプが考えられるからである。事務的な商業文、近況を知らせる家族間のやりとり、愛の告白、脅迫文、借金の取り立て、遺言状等々まだいくらかでも挙げられるであろう。「手紙」は“テキストゾルテ”ではなく“テキスト形式”なのである。ドイツ語史の上で初期新高ドイツ語時代は多くの新しいテキストゾルテの出現で特徴づけられる。²⁰ 上述のように Schwitalla は初期新高ドイツ語期において Flugschrift という媒体を用いたテキストのタイプを考察し、21のテキストゾルテを抽出した。Flugschrift をこれまで訳さずに使ってきたが、これからは Schwitalla の時代的制約による定義をふまえて（政治的 / 宗教的）パンフレットという表現も用いることにする。

パンフレットは書き手が自己の意図を読者に伝えるために用いられた。パンフレットを用いた宗教改革時代の作者の意図を Schwitalla はまず 1) 情報・評価、2) 要求・促し、3) 論拠・根拠・推論、4) 社会関係定義的文書の4つの領域に大別し、それぞれに4から7のテキストゾルテを帰属させている。以下のそのテキストゾルテ (TS) をあげる。

1. の領域：TS 1 マイナス評価の過去 / 現在の行為経過の報告
 TS 2 プラス評価の過去 / 現在の行為経過の報告
 TS 3 数え上げの表（評価されたテーゼ・焼き討ちされた城など）
 TS 4 予言（前兆、ユートピア）
 TS 5 解釈（異常な、超自然的な出来事、奇形児、天の兆候）
 TS 6 情報の伝達、教授（学問的に見いだされた知識の仲介）
2. の領域：TS 7 指令（必要な論拠無しに、命令者の政治的権力を握る地位からの）
 TS 8 情報に支えられた嘆願書、請願書
 TS 9 明白な根拠のある請願書（理論、聖書、神学的 / 法的専門知識）
 TS 10 グループを支えるプログラム（グループが目指す、またそのグループを支える行動の目的、農民の要求、宗教上の信仰告白）
3. の領域：TS 11 論拠付けの教え
 TS 12 政治的なテーマなどの判定（対決無しの）
 TS 13 防御、防衛、守備の文書
 TS 14 論拠をあげての対決
4. の領域 TS 15 起訴、告訴、
 TS 16 評価的な報告を伴う告訴、
 TS 17 論拠を伴う論争
 TS 18 嘲笑的な告訴状

TS19 侮辱的な告訴状

TS20 賛辞の書

TS21 契約の書

16世紀の宗教的／政治的パンフレットに見られるテキストゾルテの大部分は19世紀にも用いられていたと Schwitalla は述べている。²¹⁾これらを一瞥するだけでも16～19世紀の宗教的／政治的パンフレットの性格を窺うことができるだろう。

4. 「ヘッセンの急使」のテキストの段落構成とその概要

「ヘッセンの急使」のテキストの長さはA4の用紙で40文字x30行で11枚ほどである。さらに数字を挙げると文字数で約2万5千、語数で4千3百、行数は319行である。コンピュータで数えるのだが、文字数と語数はソフトごとに違う数字がでるので概数しか示せない。この量は政治的パンフレットとして標準的なものであろう。

ここで用いているテキストはミュンヘン版 Büchner 全集からのものである。²²⁾テキストはこの長さでは当然章立ては行われていない。区切りは2文字下げることによってのみ示されている。表題、日付、序文、スローガン、本文のそれぞれの間だけ行あけが行われているが、本文中には全く見られない。これから内容を段落ごとに概観するのだが、段落は2文字下げで始まる場所を一つと数える。「ヘッセンの急使」の優れた説得力は Büchner が統計を利用したこととその原因の一つがあるとされている。この統計はまた段落の開始にも利用されている。Büchner の利用した統計はヘッセン大公国の国家財政である。まず収入があげられ、その後その支出が項目ずつ提示され、それを契機に自由に論が展開される。支出の項目の数字とは直接関係のない論旨のばあいもある。支出項目の提示は2文字下げで書かれ、次の行も2文字下げであるが、この場合は項目の数字だけを一段落とは数えない。このような数え方で、本文は23の段落に分けられる。

このテキストの特徴として3点があげられる。聖書の引用、比喩、統計の利用である。ここで聖書の引用ないしは聖書を下敷きにした表現は全体で80箇所におよぶ。

作者は農民に語りかける。作者は進歩的な、裕福な自由主義者が観念的な平等を目指したのとは違って、困窮の極みにある農民に真の同情をよせている。その困難な状況を打破するために、農民の自覚を促し自ら行動を起こさせようとする。そのためには農民のことばで語りかけなければならない。それが聖書のことばであった。また農民が抑圧された状態を打破する根拠も聖書であった。従って聖書からは引用のみでなく聖書の語り口を学び取るが必要であった。それが農民の唯一の言葉であったからである。Büchner は支配者階級が、農民達には理解できない、彼ら独自の言葉で話すということを鋭く指摘している。²³⁾聖書からは直接の引用ば

かりでなく聖書に由来する表現が多用されている。それが80カ所という数字に表れている。以下段落ごとに内容を概観する。

テキストはまず前置きから始まる。これは Weidig が書いたものであることが、確認されている。この前置きは第2版では削除された。Schaub はこの前置きは当時の不条理な状況を簡潔かつ的確に表現しており優れた導入だとしている。このような前置きが必要になる社会の矛盾を浮かび上がらせるからである。テキスト構成にとって重要な段落の取り方は、オリジナルのパンフレットを見ることができないので、Büchner 全集として現在最もよく利用されている München 版の「ヘッセンの急使」のテキストを用いた。この全集の初版は 1988年、現在では 2002年発行の、第9版が出回っている。ここでは「ヘッセンの急使」のテキストは第1版と第2版が対比されて、すなわち左頁と右頁にそれぞれの版のテキストが行ごとに対応するように印刷されている。これは Schaub 以来の伝統と考えられる。細部にわたる異同が明示されているが、ここでは二つの版の比較を目的としていないので、第一版のみを対象としている。テキストが前置きから始まっていることは先に述べた。それから一行あけてスローガンがくる。これはパンフレットのスローガンとしては最も有名なものの一つであろう。

ここに「ヘッセンの急使」の冒頭の部分を引用する：

「ヘッセンの急使²⁴⁾

第一便

ダルムシュタット、1834年7月

前置き

これはヘッセン領邦に真実を伝えるものである。しかし真実を述べるものは死刑に処される。それどころか真実を読むだけの者も偽誓者の裁判官によって罰せられるかもしれない。それ故にこの文書を入手した者は、以下のことに注意しなければならない。

1. あなたはこのビラを慎重に家の外におき、警察の日に触れないようにしなければならない。
2. あなたはこのビラを本当に信頼できる友人にだけ渡すこと。
3. 本当に信頼できるかどうか、自信の持てない人に対しては、密かに配布すること。
4. 万一このビラがそれを読んだ者のところで発見されたならば、その人はビラを地域の治安局に届けようとしているところだと言いなさい。
5. ビラが、読んでいない者のところで発見された場合、もちろんその人には何の責任もない。

あばら屋に平和を！宮殿に戦争を！」²⁵⁾

ここから段落ごとに簡単に内容を要約して行く。(D段落の略字)

D 1

本文は聖書の創世記を下敷きにした以下の文で始まっている：

「1834年はあたかも聖書の嘘が白日のもとに曝されたかのようである。神は（天地創造の）5日目に百姓と手職人を、6日目に君主や上流人士達を創られ、そして後者に「地を這う全ての生き物を支配せよ」と命じられたかのようである。百姓や手職人はまるで地を這う虫と同等に数えられたのだ。」²⁶⁾

Große は聖書について「聖書は話しかけられた読者の書物であり、彼らにとって権威あるものであり、その言葉は彼らの親しみ深いものである。聖書は彼らの世界、社会、人間の運命についての考えや態度に決定的な影響を持つものである」と述べている。²⁷⁾この聖書を利用して Büchner は上記のように書き始める。非現実話法の接統法Ⅱ式で書かれているが、聖書が嘘をついたかのようである、という表現が読者に与える衝撃は大きい。Büchner は「es sieht aus」を短い間隔で繰り返すことによって聖書の記述と自分たちの置かれている現実をつきあわせ、検証することを読者に要求する。1834年という現実の年代が読者に、否応なく自分の置かれている状況を自分で判断させる。それまで聖書は支配者が自分たちの権威を維持するための道具であった。これを作者は農民に返し、天地創造の記述に反して、人間のもとでの平等が一握りの人間が支配者に成り上がることによって、失われていることを認識させる。Büchner の意図は読者に現実を聖書の記述と比べて、批判的な基準ではかることを要求することにある。

D 2

ここでヘッセン大公国の国家財政の統計²⁸⁾が引用され、その総額が示される。数字が明示されることによってその信頼性が高まっている。この額は国民の血税であること、それは国家の名による搾取であることが教示され、ここから国家とは何かが、説明される。国家の秩序を保つという名目で政府が全国民を搾取の対象にしているというのである。この政府という組織に連なる支配者階級の人々を数え上げることによって、迫力のある文体が生まれている。Büchner は国民に養ってもらいながら、国民を搾取する支配者階級を厳しく非難する。

D 3 - D 7

内務と法制の省に110.607グルデン

この段落から支出の項目が提示される。ここでは法というものが庶民にとって何であるか語られる。何世代にもわたって雑然と積み重ねられた、理不尽な代物。殆ど外国語で書かれているために庶民には理解不能な支配者の搾取の道具、と Büchner は極めて激しく法制を批判す

る。法は君主の娼婦であり、国民が正義を求めて法にたよれば、膨大な費用がかかること、最も不正をはたしている国を訴えれば、どうなるか、国家による弾圧を招くのみ、と糾弾する。

D 8

財務省への支出は1551.502

財務大臣を頂点とする税務官から徴税取り立て人まで一連の役人達への給与がこれで支払われる。取り立て側はフロックコート姿で会議の席に着き、農民達は裸で彼らの前で身を屈めている。役人どもは農民達をまるで家畜を値踏みするように扱う。彼らの目的はただ一つ、まだどれくらい取り立てられるかということだ。

D 9

軍隊への支出

貧乏人の息子達に派手な軍服を支給し、そして暴君に忠誠を誓わせる。彼らの棍棒は、自分たちと同じ階級の人民が、自分たちもまた自由な人間だなどと考え始めようものなら、その頭を打ち砕くのに使われる。軍隊が抑圧の道具であること、兵士達は貧乏人の子供達であることから、反乱を鎮圧する兵士は兄弟殺しや父親殺しになるという矛盾が示される。

D10

年金48,000グルデン

この段落は極めて短い。役人達の老後は年金によって安楽な生活が保障されている。彼らが国家に忠実に仕えた、ということは秩序と法と称するところの規則的な搾取を熱心に行ったということだ。被抑圧者から取り立てた年金が、抑圧者のものであることを、Büchnerは繰り返し指摘する。

D11

国務省と枢密院への支出174,600グルデン

この段落において Büchner はこの数字を直接説明していない。宮廷の戯画的な描写を引き出すきっかけとして用いている。「一番たちの悪いならず者は、ドイツの至る所で、君主の最も身近にいる連中である」²⁹⁾から始まって宮廷人の生態が描写されている。彼らの行動は自らの意志に基づくものではなく、他人に操られている、というのである。操り人形のたとえによって Büchner は君主の神聖不可侵性が虚偽のものであることを示している。ドイツにおける“お上”に従順に、権威に絶対服従するという伝統は宗教改革期にかえって強化されたが、この権威の象徴である君主が主体のない操り人形だと指摘することによって、国民がお上に服従

しなければならない根拠を打ち破っている。宮廷費828,827グルデンを負担する理由はないことになる。この段落ではこの数字をあげることが主な目的となっている。

D12, 13

引き続き宮廷の腐敗が描かれる。D12では大公殿下といえども人の子として生まれ、死ぬ点ではまったく普通の人間と変わらないことが以下のように描写されている：「...それは腹が空けば食べ、まぶたが重たくなれば寝る。見よ、それは君たちと同じように、裸でふにゃふにゃの体でこの世に生まれ、君たちと同じように、死ねば硬直した体を、担がれる...」³⁰⁾その人間が大公というだけで、頭文字だけのサインで抑圧機構を作動させる。

D13では君主を崇拜することは偶像崇拜と変わらないと、ワニを神として崇めたあげく、その神に食いちぎられる例を引いて警告する。

D14

貴族階級 (Landstände) に対する支出16.000グルデン

この数字は前の段落と同様ここでは何も説明されていない。Landstände という言葉から、1789年にフランス人民が立ち上がり王と王制に寄生する貴族階級を倒したフランス革命が語られる。出生や財産の有無とは関係なく全ての人は平等である、という1789年人民議会で採択され、1791年の憲法に取り入れられた「権利宣言」の思想が熱意を持って語られている。

D15

フランス革命のその後の経過、すなわち恐怖政治、王の処刑に恐れをなした諸外国の干渉、ナポレオンの台頭、王政復古の経緯が説明され、19世紀初頭のヨーロッパ諸国における革命的な動きが語られる。民衆の怒りをおそれた王達は譲歩すると見せかけて、憲法の制定を約束したが、その中身は偽りであることを指弾している。

D16

Büchner はドイツ各領邦土における見せかけだけの憲法を激しく非難する。選挙で選ばれた議員による議会といっても、極めて厳しい経済上の条件で制約された選挙人と被選挙人による選挙では不平等は全く解消されない。

D17

前の段落でフランス革命後ヨーロッパ中に広がった革命的な動きが語られたが、ドイツは依然として惨めな状態にあることが訴えられている。暴君は悪魔にたとえられる。唯一の神だけ

が存在し、自らを主権者、最高位者、神聖にして不可侵と称するような君主を承認するような神はいないこと。悪魔が神のものであるという意味においてのみ、暴君は神のものである。暴君の横暴を許すことは、悪魔につかえることであって、神に背くことである。

D18

この段落から極めて高い確率で、Weidig による加筆の部分とされている。まずドイツの現状が語られる。Weidig は理論を振り回すような進歩的自由主義者と違って、農民に真の同情をよせ、彼らとの共闘を真剣に考えていた、本当の意味での民主主義者だ³¹⁾とされているが、また熱烈な皇帝主義の愛国者でもあった。領邦君主達が理想的な皇帝を没落させたのだと考えていた。その結果ドイツ帝国はぼろぼろに朽ち果てている、ととらえる。神と自由に離反していたドイツ人を神はしばらく見放していたが、それも終わるときが来た。人々が自覚し神に立ち戻るならば、神はドイツ人に自由な社会を実現する力を与えるであろう。この段落から、最後にかけて預言という新しいテキストゾルテが表面に出てくる。しかしこれは現世における理想的な社会の実現で、来世におけるパラダイスを約束するものではない。この預言は以降の段落でさらに具体的に語られる。

D19

バイエルン王ルートヴィッヒが暴君の例として、戯画化されて描かれている。

D20

エゼキエル書37章の白骨の野を例に取り、それが再生する様子が語られる。

D21

ドイツは今日30人もの領邦君主達によって搾取され、ひからびきっている。しかし預言者が語っているように必ずや再生の時はくる。

D22

君主達が武力で民衆を脅そうとも、その刀は自分自身を滅ぼすだろう。ドイツはいまや死体の荒野だがそれはパラダイスになるだろう。民衆が神が指導者を通して送る合図を受け止め、立ち上がるならば。

D23

独裁者を倒し、労働の果実を自分たちで享受しよう。最後は神への祈りで締めくくられている。

5. おわりに

23の段落ごとにできるだけ簡略に「ヘッセンの急使」の内容を概観した。その結果このテキストは Schwitalla の分類でいえば、主な領域としては情報・評価に該当する。その中で TS 2 と TS 5 以外のテキストゾルテが観察された。

この論文では Büchner の修辞は扱わなかった。多くの研究者はこのテキストの言語上の魅力と迫力を認めている。しかし政治的パンフレットの重要な機能が人々をして、具体的な社会的行動を取らせることにあるとすれば、このパンフレットは全く無力であった。これはもちろん社会的環境にもよるところが大きい。第一版は配布する前に大部分が没収されてしまい、実際にはほとんど人手にわたらなかったといわれる。またパンフレットの書きにあるように、読む前に警察に届けられたものも少なくなかったであろう。しかしこのパンフレットの言葉の力から見れば、もっと人を動かしても良かったのではないかとも思われる。ここで農民戦争時代の Flugschrift「十二箇条」³²⁾を思い出さざるをえない。このパンフレットについて Blickle は「もし十二箇条がなかったならば 1525 年の農民戦争は、このような形では起こりえなかったであろう」³³⁾と書いている。このパンフレットはまさしく農民を大量に動かしたのである。たとえそれが農民の虐殺という悲惨な結果に終わったとは言え。このパンフレットはなんといっても言葉の率直さと簡潔な文体³⁴⁾が際だっているばかりでなく、農民の要求と、取るべき行動が明確に示されている。Flugschrift「ヘッセンの急使」はその点が欠けていたと言えると思う。しかし言葉の力は永続する。Flugschrift「ヘッセンの急使」は現代も、しかも多くの人に読まれ続けている。

注

- 1) Friedrich Ludwig Weidig (1791-1837) : Gießen で神学を学ぶ。ラテン語学校の副校長、校長を務める傍ら、牧師、説教師。ヘッセンにおける反体制派的政治運動の指導者の一人。「ヘッセンの急使」の第 2 版を出版。
- 2) 文献 3, 4, 7 および Brockhaus Enzyklopädie などから筆者がまとめた。
- 3) Abel, Wilhelm (1962): Geschichte der deutschen Landwirtschaft vom frühen Mittelalter bis zum 19. Jahrhundert. Stuttgart.
- 4) 文献22. S. 191, 195.
- 5) 文献 8. S. 12.
- 6) 文献 8. S. 12.
- 7) 文献17.

- 8) Flugschrift は Flug (飛ぶこと) と Schrift (文書) の合成名詞で、16世紀においても迅速に各地へ出回った。また論争のやりとりも短い期間で行われた。
- 9) 文献17. S. 13.
- 10) および 13) 文献23. S. 53.
- 11) 文献17. S. 14.
- 12) 文献2., 12.
- 14) 文献23.
- 15) 文献17.
- 16) 文献15. S. XI.
- 17) 例えば文献3, 7, 8, 12, 13等に関連する記述がある。
- 18) 文献17. S. 367, 368.
- 19) 文献17. S. 52.
- 20) たとえば “Die Textsorten des Frühneuhochdeutschen” von Kästner, Schütz und Schwitalla. In: Sprachgeschichte. HSK 2. Halbband. 1985. S. 1355 ff. “Textsorte” の術語としての訳語として「テキスト種」が優れている。ただし現在 “Textsorte” の使用例を検討しているので、ここでは “テキストゾルテ” を一貫して用いることにした。
- 21) 文献 17.
- 22) 文献 14.
- 23) 文献 14. S. 40.
- 24) Landbote という語について、Bote は便りを届ける人に当時最もよく使われた語であり、これと読者である農民を意識した Landleute の Land を結合したもの、と Große は説明している。文献8.
- 25) 和訳はすべて筆者による。
- 26) 文献17. S. 40.
- 27) 文献8. S. 17.
- 28) Allgemeine Statistik des Großherzogthums Hessen. von G. W. J. Wagner. Darmstadt 1829-31. 4. Bd. S. 295-313. からの引用。文献16 S. 65.
- 29) 文献14. S. 48.
- 30) 文献14. S. 48.
- 31) 文献8. S. 13.
- 32) 文献11. S. 9 - 11.
- 33) 文献24. S. 25.
- 34) 文献18. S. 64, 65.

文献

- 1) Adamzik, Kirsten (Hg.) (2000): Textsorten. -Reflexion und Analysen-. Tübingen: Stauffenburg.
- 2) Antzen, Helmut/ Balzer, Bernd/ Pestalozzi, Karl/ Wagner, Rainer (Hg.) (1975): Literaturwissenschaft und Geschichtsphilosophie. Festschrift für Wilhelm Emrich. Berlin/ New York: Walter de Gruyter.
- 3) Bahners, Klaus/ Eversberg Gerd/ Poppe, Reiner (Hg.) (1997): Erläuterungen zu Georg Büchner: Der Hessische Landbote, Lenz, Leonce und Lene. 7. Aufl. Hollfeld: C. Bange.
- 4) Bergmann, Fritz (1953): Georg Büchner, Werke und Briefe. Gesamtausgabe. Wiesbaden: Insel .
- 5) Blickle, Peter (Hg.) (1985): Der deutsche Bauernkrieg von 1525. Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft.
- 6) Brinker, Klaus (1997): Linguistische Textanalyse. 4. Aufl. Berlin: Erich Schmidt.
- 7) Brinkmann, Karl, bearb. v. Kicherer, Friedhelm (1997) : Erläuterungen zu Georg Büchner, Der Hessische Landbote, Lenz, Leonce und Lena. Hollfeld: C. Bange Verlag. (Königs Erläuterungen und Materialien Bd. 236).
- 8) Große, Wilhelm (1997): Der Hessische Landbote / Woyzeck. 2. Aufl. München: Oldenbourg.
- 9) Franz, Günther (1984): Der deutsche Bauernkrieg. Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft.
- 10) Heinemann, Wolfgang/ Viehweger, Dieter (1991): Textlinguistik. Tübingen: Max Niemeyer.
- 11) Kaczerowsky, Klaus (Hg.) (1970): Flugschriften des Bauernkrieges. Reinbeck bei Hamburg.
- 12) Klotz, Volker (1975): Agitationsvorgang und Wirkprozedur in Büchners >Hessischem Landboten< In: Literaturwissenschaft und Geschichtsphilosophie. S. 388-405. 文献 2 .
- 13) Knapp, Gerhard (2000): Georg Büchner. 3. vollst. überarb. Aufl. Stuttgart/ Weimar: J. B. Metzler. (Sammlung Metzler Bd. 159).
- 14) Pörnbacher, Karl/ Schaub, Gerhard/ Simm, Hans-Joachim/ Ziegler, Edda (Hg.), (2002): Georg Büchner, Werke und Briefe. Münchner Ausgabe. 9. Aufl. München: DTV.
- 15) Reichmann, Oskar/ Wegera, Klaus-Peter (Hg.) (1988): Frühneuhochdeutsches Lesebuch. Tübingen: Niemeyer.
- 16) Schaub, Gerhard (1976): Georg Büchner / Friedrich Ludwig Weidig, Der Hessische Landbote. Texte, Materialien Kommentar. München/ Wien: Carl Hanser. (Reihe Hanser 202, Literatur- kommentare 1)
- 17) Schwitalla, Johannes (1983): Deutsche Flugschriften 1460-1525. -Textsortengeschichtliche Studien-. Tübingen: Niemeyer.
- 18) Schwitalla, Johannes (1999): Flugschrift. Tübingen: Niemeyer.
- 19) Spacilova, Libuse (2000): Deutsche Testamente von Olmützer Bürgern. -Entwicklung einer Textsorte

- in der Olmützer Stadtkanzlei in den Jahren 1416-1566. Wien: Praesens.
- 20) Winkler, Hannelore (1975): Der Wortbestand von Flugschriften aus den Jahren der Reformation und des Bauernkrieges. Berlin: Akademie-Verlag.
- 21) ギュンター・フランツ著、寺尾誠／中村賢二郎／前問良爾／田中真造訳 (1989) ドイツ農民戦争 未来社
- 22) 木村靖二編 (2001) ドイツ史 山川出版社
- 23) 小野光代 (2001) Wickiana とその作者像をめぐって In: 関西外国語大学研究論集74, S. 51-66.
- 24) ベーター・ブリックレ著、前問良爾／田中真造訳 (1988): 1525年の革命、ードイツ農民戦争の社会構造史的研究ー. 刀水書房
- 25) 下程息 (2003): 作家によるビューヒナー受容の一範例 ーエートシュミットの長編小説『ゲオルグ・ビューヒナー ドイツの革命』. In: KG ゲルマニスティク, 関西学院大学文学部 ドイツ文学研究室年報 XLIV, S. 31-56.

(おの・みつよ 外国語学部教授)